

令和8年四條畷市議会3月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○四條畷市行政手続条例の一部を改正する条例	1 ページ
○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5 ページ
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17 ページ
○四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例	23 ページ
○四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	25 ページ
○四條畷市立認定こども園条例の一部を改正する条例	27 ページ
○四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	29 ページ
○四條畷市介護保険条例の一部を改正する条例	49 ページ
○四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例	55 ページ

四條畷市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのつどり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）と読み替えるものとする。

四

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第38条の規定の趣旨にのつとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときには、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新

第3条 時間額又は日額による報酬は、次の各号に掲げる期間の勤務時間又は勤務日数により計算した額を当該各号に定める月の15日までにそれぞれ支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、その都度支給することができる。

(1)～(4) 略
2～11 略

別表

区分	報酬額
四條畷市教育委員会委員	月額 58,000 円
四條畷市選挙管理委員会委員長	月額 29,700
四條畷市選挙管理委員会委員	月額 26,500
四條畷市代表監査委員	月額 61,500
四條畷市監査委員	月額 26,500
四條畷市監査専門委員	日額 31,800
四條畷市公平委員会委員長	日額 12,000
四條畷市公平委員会委員	日額 11,000
四條畷市農業委員会会長	月額 29,700
四條畷市農業委員会委員	月額 26,500
四條畷市固定資産評価審査委員会委員長	日額 12,000
四條畷市固定資産評価審査委員会委員	日額 11,000
四條畷市総合計画審議会会長	日額 9,000
四條畷市総合計画審議会副会長	日額 8,500
四條畷市総合計画審議会委員	日額 8,000
四條畷市総合戦略協議会会長	日額 9,000
四條畷市総合戦略協議会副会長	日額 8,500
四條畷市総合戦略協議会委員	日額 8,000
四條畷市空家等対策協議会会長	日額 9,000
四條畷市空家等対策協議会副会長	日額 8,500
四條畷市空家等対策協議会委員	日額 8,000
四條畷市特別職報酬等審議会会長	日額 9,000
四條畷市特別職報酬等審議会委員	日額 8,000
四條畷市補助金制度在り方検討会委員長	日額 9,000
四條畷市補助金制度在り方検討会副委員長	日額 8,500
四條畷市補助金制度在り方検討会委員	日額 8,000
四條畷市未来教育会議委員	日額 8,000
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会会長	日額 9,000
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会副会長	日額 8,500
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 8,000
四條畷市いじめ問題対策委員会委員長	日額 12,000
四條畷市いじめ問題対策委員会副委員長	日額 11,500

第3条 日額による報酬は、次の各号に掲げる期間の勤務日数により計算した額を当該各号に定める月の15日までにそれぞれ支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、その都度支給することができる。

(1)～(4) 略
2～11 略

別表

区分	報酬額
<u>代表監査委員</u>	月額 58,000 円
<u>監査委員</u>	月額 25,000
<u>教育委員会委員</u>	月額 55,000
<u>選挙管理委員会委員長</u>	月額 28,000
<u>選挙管理委員会委員</u>	月額 25,000
<u>農業委員会会長</u>	月額 28,000
<u>農業委員会委員</u>	月額 25,000
<u>公平委員会委員長</u>	日額 11,000
<u>公平委員会委員</u>	日額 10,000
<u>固定資産評価審査委員会委員長</u>	日額 11,000
<u>固定資産評価審査委員会委員</u>	日額 10,000
<u>固定資産評価員</u>	日額 8,500
<u>国民健康保険運営協議会会長</u>	日額 8,500
<u>国民健康保険運営協議会副会長</u>	日額 8,000
<u>国民健康保険運営協議会委員</u>	日額 7,500
<u>四條畷市民生委員推薦会委員長</u>	日額 8,500
<u>四條畷市民生委員推薦会副委員長</u>	日額 8,000
<u>四條畷市民生委員推薦会委員</u>	日額 7,500
<u>四條畷市福祉基金事業運営委員会委員長</u>	日額 8,500
<u>四條畷市福祉基金事業運営委員会副委員長</u>	日額 8,000
<u>四條畷市福祉基金事業運営委員会委員</u>	日額 7,500
<u>四條畷市福祉計画検討委員会委員長</u>	日額 8,500
<u>四條畷市福祉計画検討委員会副委員長</u>	日額 8,000
<u>四條畷市福祉計画検討委員会委員</u>	日額 7,500
<u>四條畷市福祉計画検討委員会専門部会部会長</u>	日額 8,500
<u>四條畷市福祉計画検討委員会専門部会副部会長</u>	日額 8,000
<u>四條畷市福祉計画検討委員会専門部会委員</u>	日額 7,500
<u>四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員長</u>	日額 8,500
<u>四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会副委員長</u>	日額 8,000
<u>四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画</u>	日額 7,500

四條畷市いじめ問題対策委員会委員	日額 11, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長	日額 12, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長	日額 12, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会委員	日額 12, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員	日額 12, 000
四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員長	日額 9, 000
四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員	日額 8, 000
四條畷市地域公共交通会議会長	日額 9, 000
四條畷市地域公共交通会議副会長	日額 8, 500
四條畷市地域公共交通会議委員	日額 8, 000
四條畷市公共施設再編検討会委員長	日額 9, 000
四條畷市公共施設再編検討会副委員長	日額 8, 500
四條畷市公共施設再編検討会委員	日額 8, 000
四條畷市住生活基本計画策定検討会会長	日額 9, 000
四條畷市住生活基本計画策定検討会副会長	日額 8, 500
四條畷市住生活基本計画策定検討会委員	日額 8, 000
四條畷市バリアフリー基本構想協議会会長	日額 9, 000
四條畷市バリアフリー基本構想協議会副会長	日額 8, 500
四條畷市バリアフリー基本構想協議会委員	日額 8, 000
四條畷市緑の基本計画策定検討会会長	日額 9, 000
四條畷市緑の基本計画策定検討会副会長	日額 8, 500
四條畷市緑の基本計画策定検討会委員	日額 8, 000
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会会長	日額 9, 000
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会副会長	日額 8, 500
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会委員	日額 8, 000
四條畷市下水道事業経営審議会会長	日額 9, 000
四條畷市下水道事業経営審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市下水道事業経営審議会委員	日額 8, 000
四條畷市情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12, 000
四條畷市情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 11, 000
四條畷市行政不服審査会会長	日額 12, 000
四條畷市行政不服審査会委員	日額 11, 000
四條畷市住居表示審議会会長	日額 9, 000
四條畷市住居表示審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市住居表示審議会委員	日額 8, 000
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会会長	日額 9, 000
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員	日額 8, 000
四條畷市男女共同参画苦情対応委員	日額 13, 000
四條畷市男女共同参画審議会会長	日額 9, 000
四條畷市男女共同参画審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市男女共同参画審議会委員	日額 8, 000
選挙長	日額 12, 200
投票所の投票管理者	日額 14, 500
期日前投票所の投票管理者	日額 13, 000

検討委員会委員	
四條畷市介護認定審査会会長	日額 19, 000
四條畷市介護認定審査会合議体の長	日額 19, 000
四條畷市介護認定審査会委員	日額 18, 500
四條畷市地域包括支援センター運営協議会会長	日額 8, 500
四條畷市地域包括支援センター運営協議会副会長	日額 8, 000
四條畷市地域包括支援センター運営協議会委員	日額 7, 500
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会委員	日額 7, 500
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員	日額 7, 500
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員	日額 7, 500
四條畷市子ども・子育て会議委員長	日額 8, 500
四條畷市子ども・子育て会議副委員長	日額 8, 000
四條畷市子ども・子育て会議委員	日額 7, 500
介護給付費等審査会会长	日額 19, 000
介護給付費等審査会委員	日額 18, 500
四條畷市予防接種健康被害調査委員会委員長	日額 12, 000
四條畷市予防接種健康被害調査委員会委員	日額 10, 000
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会委員	日額 7, 500
特別職報酬等審議会会长	日額 8, 500
特別職報酬等審議会委員	日額 7, 500
四條畷市退職手当審査会会长	日額 8, 500
四條畷市退職手当審査会副会長	日額 8, 000
四條畷市退職手当審査会委員	日額 7, 500
四條畷市公務災害補償等認定委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市公務災害補償等認定委員会委員	日額 7, 500
四條畷市公務災害補償等審査会会长	日額 8, 500
四條畷市公務災害補償等審査会委員	日額 7, 500
総合計画審議会会长	日額 8, 500

開票管理者	選挙ごと 12, 200
投票所の投票立会人	日額 12, 400
期日前投票所の投票立会人	日額 12, 000
開票立会人	選挙ごと 10, 100
選挙立会人	選挙ごと 10, 100
臨時に補充した選挙管理委員会委員	日額 9, 500
四條畷市公務災害補償等認定委員会委員長	日額 12, 000
四條畷市公務災害補償等認定委員会委員	日額 10, 000
四條畷市公務災害補償等審査会会长	日額 12, 000
四條畷市公務災害補償等審査会委員	日額 10, 000
四條畷市退職手当審査会会长	日額 12, 000
四條畷市退職手当審査会副会長	日額 11, 000
四條畷市退職手当審査会委員	日額 10, 000
四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会委員長	日額 12, 000
四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会副委員長	日額 11, 000
四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会委員	日額 10, 000
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会委員長	日額 12, 000
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会副委員長	日額 11, 000
四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会委員	日額 10, 000
四條畷市福祉基金事業運営委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市福祉基金事業運営委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市福祉基金事業運営委員会委員	日額 8, 000
四條畷市固定資産評価員	日額 9, 000
四條畷市民生委員推薦会委員長	日額 9, 000
四條畷市民生委員推薦会副委員長	日額 8, 500
四條畷市民生委員推薦会委員	日額 8, 000
四條畷市福祉計画検討委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市福祉計画検討委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市福祉計画検討委員会委員	日額 8, 000
四條畷市福祉計画検討委員会専門部会部会長	日額 9, 000
四條畷市福祉計画検討委員会専門部会副部会長	日額 8, 500
四條畷市福祉計画検討委員会専門部会委員	日額 8, 000
四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員	日額 8, 000
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会副委員長	日額 8, 500

総合計画審議会副会長	日額 8, 000
総合計画審議会委員	日額 7, 500
四條畷市未来教育会議委員	日額 7, 500
総合戦略協議会会长	日額 8, 500
総合戦略協議会副会長	日額 8, 000
総合戦略協議会委員	日額 7, 500
四條畷市空家等対策協議会会长	日額 8, 500
四條畷市空家等対策協議会副会長	日額 8, 000
四條畷市空家等対策協議会委員	日額 7, 500
四條畷市住生活基本計画策定検討会会长	日額 8, 500
四條畷市住生活基本計画策定検討会副会長	日額 8, 000
四條畷市住生活基本計画策定検討会委員	日額 7, 500
都市計画審議会会长	日額 8, 500
都市計画審議会副会長	日額 8, 000
都市計画審議会委員	日額 7, 500
都市計画審議会臨時委員	日額 7, 500
四條畷市都市計画審議会専門委員	日額 7, 500
四條畷市バリアフリー基本構想協議会会长	日額 8, 500
四條畷市バリアフリー基本構想協議会副会長	日額 8, 000
四條畷市バリアフリー基本構想協議会委員	日額 7, 500
四條畷市緑の基本計画策定検討会会长	日額 8, 500
四條畷市緑の基本計画策定検討会副会長	日額 8, 000
四條畷市緑の基本計画策定検討会委員	日額 7, 500
四條畷市地域公共交通会会长	日額 8, 500
四條畷市地域公共交通会副会长	日額 8, 000
四條畷市地域公共交通会委員	日額 7, 500
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会会长	日額 8, 500
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会副会長	日額 8, 000
四條畷市国土強靭化地域計画策定検討会委員	日額 7, 500
住居表示審議会会长	日額 8, 500
住居表示審議会副会長	日額 8, 000
住居表示審議会委員	日額 7, 500
四條畷市環境審議会会长	日額 8, 500
四條畷市環境審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市環境審議会委員	日額 7, 500
四條畷市環境審議会臨時委員	日額 7, 500
四條畷市環境審議会専門部会委員	日額 7, 500
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会委員	日額 7, 500
四條畷市旅館等建築審査会会长	日額 8, 500
四條畷市旅館等建築審査会副会長	日額 8, 000
四條畷市旅館等建築審査会委員	日額 7, 500
四條畷市補助金制度在り方検討会委員長	日額 8, 500
四條畷市補助金制度在り方検討会副委員長	日額 8, 000

四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員	日額 8, 000
四條畷市子ども・子育て会議委員長	日額 9, 000
四條畷市子ども・子育て会議副委員長	日額 8, 500
四條畷市子ども・子育て会議委員	日額 8, 000
四條畷市地域包括支援センター運営協議会会長	日額 9, 000
四條畷市地域包括支援センター運営協議会副会長	日額 8, 500
四條畷市地域包括支援センター運営協議会委員	日額 8, 000
四條畷市介護給付費等審査会会长	日額 20, 000
四條畷市介護給付費等審査会委員	日額 19, 000
四條畷市防災会議委員	日額 8, 000
四條畷市国民保護協議会委員	日額 8, 000
四條畷市予防接種健康被害調査委員会委員長	日額 13, 000
四條畷市予防接種健康被害調査委員会委員	日額 11, 000
四條畷市環境審議会会长	日額 9, 000
四條畷市環境審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市環境審議会委員	日額 8, 000
四條畷市環境審議会臨時委員	日額 8, 000
四條畷市環境審議会専門部会委員	日額 8, 000
四條畷市旅館等建築審査会会长	日額 9, 000
四條畷市旅館等建築審査会副会長	日額 8, 500
四條畷市旅館等建築審査会委員	日額 8, 000
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市一般廃棄物収集運搬業務委託事業者選定委員会委員	日額 8, 000
四條畷市国民健康保険運営協議会会长	日額 9, 500
四條畷市国民健康保険運営協議会副会長	日額 9, 000
四條畷市国民健康保険運営協議会委員	日額 8, 500
四條畷市介護認定審査会会长	日額 20, 000
四條畷市介護認定審査会合議体の長	日額 20, 000
四條畷市介護認定審査会委員	日額 19, 000
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市地域密着型サービス等運営委員会委員	日額 8, 000
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員	日額 8, 000
四條畷市都市計画審議会会长	日額 9, 000
四條畷市都市計画審議会副会長	日額 8, 500

四條畷市補助金制度在り方検討会委員	日額 7, 500
四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員長	日額 8, 500
四條畷市産業振興ビジョン推進協議会委員	日額 7, 500
四條畷市公共施設再編検討会委員長	日額 8, 500
四條畷市公共施設再編検討会副委員長	日額 8, 000
四條畷市公共施設再編検討会委員	日額 7, 500
四條畷市下水道事業経営審議会会長	日額 8, 500
四條畷市下水道事業経営審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市下水道事業経営審議会委員	日額 7, 500
水洗化調停委員長	日額 8, 500
水洗化調停委員	日額 7, 500
監査専門委員	日額 30, 000
選挙長	日額 12, 000
投票所の投票管理者	日額 13, 000
期日前投票所の投票管理者	日額 13, 000
開票管理者	選挙ごと 11, 000
投票所の投票立会人	日額 12, 000
期日前投票所の投票立会人	日額 12, 000
開票立会人	選挙ごと 9, 000
選挙立会人	選挙ごと 9, 000
臨時に補充した選挙管理委員会委員	日額 9, 000
防災会議委員	日額 7, 500
国民保護協議会委員	日額 7, 500
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会会長	日額 8, 500
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会副会長	日額 8, 000
四條畷市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 7, 500
四條畷市いじめ問題対策委員会委員長	日額 11, 000
四條畷市いじめ問題対策委員会副委員長	日額 10, 500
四條畷市いじめ問題対策委員会委員	日額 10, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長	日額 11, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長	日額 11, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会委員	日額 11, 000
四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員	日額 11, 000
四條畷市学校適正配置審議会会長	日額 8, 500
四條畷市学校適正配置審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市学校適正配置審議会委員	日額 7, 500
学校運営協議会委員	年額 10, 000
四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校教科用図書選定委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員	日額 7, 500
四條畷市立学校結核対策検討委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校結核対策検討委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市立学校結核対策検討委員会委員	日額 7, 500
四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会	日額 7, 500

四條畷市都市計画審議会委員	日額 8, 000
四條畷市都市計画審議会臨時委員	日額 8, 000
四條畷市都市計画審議会専門委員	日額 8, 000
四條畷市社会教育委員議長	日額 9, 000
四條畷市社会教育委員副議長	日額 8, 500
四條畷市社会教育委員	日額 8, 000
四條畷市立公民館運営審議会会长	日額 9, 000
四條畷市立公民館運営審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市立公民館運営審議会委員	日額 8, 000
四條畷市立図書館協議会会长	日額 9, 000
四條畷市立図書館協議会副会長	日額 8, 500
四條畷市立図書館協議会委員	日額 8, 000
四條畷市スポーツ推進委員	年額 96, 000
四條畷市文化財保護審議会会长	日額 9, 000
四條畷市文化財保護審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市文化財保護審議会委員	日額 8, 000
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会会长	日額 9, 000
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会副会長	日額 8, 500
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員	日額 8, 000
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会会長	日額 9, 000
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会副会長	日額 8, 500
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員	日額 8, 000
四條畷市学校適正配置審議会会长	日額 9, 000
四條畷市学校適正配置審議会副会長	日額 8, 500
四條畷市学校適正配置審議会委員	日額 8, 000
四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市立学校教科用図書選定委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員	日額 8, 000
四條畷市立学校運営協議会委員	年額 11, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校給食センター運営委員会委員	日額 8, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会部会長	日額 9, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会副部会長	日額 8, 500
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会委員	日額 8, 000
四條畷市立学校結核対策検討委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市立学校結核対策検討委員会副委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校結核対策検討委員会委員	日額 8, 000
四條畷市下水道水洗化調停委員会委員長	日額 9, 000
四條畷市下水道水洗化調停委員会委員	日額 8, 000
その他非常勤職員	日額 30, 000 円以内

<u>委員</u>	
四條畷市立学校給食センター運営委員会委員長	日額 8, 500
四條畷市立学校給食センター運営委員会副委員長	日額 8, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会委員	日額 7, 500
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会部会長	日額 8, 500
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会副部会長	日額 8, 000
四條畷市立学校給食センター運営委員会専門部会委員	日額 7, 500
社会教育委員議長	日額 8, 500
社会教育委員副議長	日額 8, 000
社会教育委員	日額 7, 500
公民館運営審議会会長	日額 8, 500
公民館運営審議会副会長	日額 8, 000
公民館運営審議会委員	日額 7, 500
図書館協議会委員	日額 7, 500
スポーツ推進委員	年額 60, 000
四條畷市文化財保護審議会会長	日額 8, 500
四條畷市文化財保護審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市文化財保護審議会委員	日額 7, 500
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会会長	日額 8, 500
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会副会長	日額 8, 000
四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員	日額 7, 500
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会会長	日額 8, 500
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会副会長	日額 8, 000
四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員	日額 7, 500
四條畷市情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 8, 500
四條畷市情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7, 500
四條畷市行政不服審査会会長	日額 11, 000
四條畷市行政不服審査会委員	日額 10, 000
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会会長	日額 8, 500
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員	日額 7, 500
四條畷市男女共同参画苦情対応委員	日額 12, 000
四條畷市男女共同参画審議会会長	日額 8, 500
四條畷市男女共同参画審議会副会長	日額 8, 000
四條畷市男女共同参画審議会委員	日額 7, 500
その他非常勤職員	日額 12, 000円以内 月額 360, 000円以内

月額 400,000円以内

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額は、その立ち会つた時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下である場合は、この表に掲げる投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会委員及び四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額12,000円とする。

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額は、その立ち会つた時間が当該投票所における投票事務に要する時間の 2 分の 1 以下である場合は、この表に掲げる投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 2 四條畷市いじめ問題再調査委員会委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会副委員長、四條畷市いじめ問題再調査委員会委員及び四條畷市いじめ問題再調査委員会専門員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあっては、時間額 11,000 円とする。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(通勤手当)

第14条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車その他市長が特に承認する交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の初日から月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第14条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(通勤手当)

第14条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車その他市長が特に承認する交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の初日から月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（第14条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額

イ <u>自転車等の使用距離</u> （以下この号において「 <u>使用距離</u> 」という。）が片道5キロメートル未満である職員	<u>2,000円</u>
ロ <u>使用距離</u> が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	<u>4,200円</u>
ハ <u>使用距離</u> が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,300円</u>
ニ <u>使用距離</u> が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,400円</u>
ホ <u>使用距離</u> が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>13,500円</u>
ヘ <u>使用距離</u> が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>16,600円</u>
ト <u>使用距離</u> が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>19,700円</u>
チ <u>使用距離</u> が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>22,800円</u>
リ <u>使用距離</u> が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>25,900円</u>
ヌ <u>使用距離</u> が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>29,</u>

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の 使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を越えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項は、規則で定める。

100円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,

300円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,

500円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(管理職手当)

第20条の2 略

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲内で規則で定める。

(管理職手当)

第20条の2 略

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の18を超えない範囲内で規則で定める。

四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

別表第3

公園の名称	区分	単位	使用料
略			
四條畷市総合公園	<u>人工芝運動場</u>	<u>2時間</u>	<u>18,000円</u>
	<u>人工芝運動場照明設備</u>	<u>1時間</u>	<u>2,400円</u>
略			

備考 略

日

別表第3

公園の名称	区分	単位	使用料
略			
四條畷市総合公園	<u>人工芝運動場</u>	<u>2時間</u>	<u>15,000円</u>
	<u>人工芝運動場照明設備</u>	<u>1時間</u>	<u>2,000円</u>
略			

備考 略

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(補償基礎額)

第5条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、10,000円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) 略
4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,670</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,340</u>
部長、班長及び団員	円 <u>10,000</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,670</u>

備考 略

(補償基礎額)

第5条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) 略

4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,300</u>	円 <u>12,100</u>	円 <u>12,900</u>
部長、班長及び団員	円 <u>9,700</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>11,300</u>

備考 略

四條畷市立認定こども園条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) 略

(3) 預かり保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの認定を受けた者（以下「教育認定児」という。）について、第5条第1号の時間帯の終了後及び長期休業日（春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日として規則で定める日をいう。）に行う保育をいう。以下同じ。）

(4) 略

(5) 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）

第10条 略

(利用料の納付)

第11条 乳児等通園支援事業を利用する保護者は、園児1人につき、別表第2に定める額の利用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 既納の利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 略

別表第1（第9条関係）

区分	保育料の額
略	
預かり保育事業	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1) 平日 午後2時から午後5時までの利用 1日につき400円
	(2) 長期休業日 午前9時から午後5時までの利用 1日につき800円
略	

備考 略

別表第2（第11条関係）

区分	利用料の額
乳児等通園支援事業	午前9時30分から正午まで又は午後1時から午後3時30分までの利用について、1回につき750円

旧

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) 略

(3) 預かり保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの認定を受けた者（以下「教育認定児」という。）について、第5条第1号の時間帯の終了後に行う保育を行う。以下同じ。）

(4) 略

第10条 略

(委任)

第11条 略

別表（第9条関係）

区分	保育料の額
	略
預かり保育事業	午後2時から午後5時までの利用について、1日につき400円
	略

備考 略

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	
(保険料の賦課額)	
第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。	
(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 (国民健康保険法施行令 (昭和33年政令第362号) 第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)	
(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)	
(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金賦課額 (同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)	
(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)	
2 略	
(基礎賦課総額)	
第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第20条、第20条の5及び第20条の6の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	
(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額	
ア 略	
イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。) の納付に要する費用 (府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等」という。) 及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等 (以下「病床転換支援金等」という。)、 <u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下「介護納付金」という。) 並びに子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) の規定による納付金 (以下「子ども・子育て支援納付金」という。) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額	
ウ～オ 略	
カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) の額 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、 <u>介護納付金</u> 並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) の額を除く。)	
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額	
ア 略	
イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (府の国民健康保険に	

(保険料の賦課額)

第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 略

(基礎賦課総額)

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第20条、第20条の5及び第20条の6の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に

る特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の5及び第20条の6の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ 略

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する保険料率の決定について準用する。

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の6の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の10 略

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する保険料率の決定について準用する。

第15条の11 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第

る特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ・エ 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の5及び第20条の6の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ 略

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の6の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の10 略

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第15条の11 略

20条の5、第20条の6及び第20条の8の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額
- イ 第20条の8に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定より貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、第15条の15の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する保険料率の決定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の16 第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康

保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第15条の6の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8若しくは第15条の13の額又は第20条第1項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第7項各号に定める額、第20条の5第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の6第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第20条の8第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の13の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第7項各号に定める額、第20条の5第1項に定める額、同条第5項に定める額、第20条の6第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の8第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定す

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の6の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の5第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の5第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の6第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号に定める額、第20条の5第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の5第4項第1号に定める額、第20条の6第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等

る土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第7項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第7項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該

の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号への規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- 2 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項各号の規定による保険料の減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。
- 3 第1項各号の規定によって保険料の減額を受けようとする者は、8月15日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、当該納付義務が発生した日から13日を経過した日又は8月15日のいずれか遅く到来する日)までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項各号のア及びイに規定する額(第1項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「前項」とあり、同条第3項中「第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。
- 5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、第4項中「第20条第1項」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の11」と、第4項中「第20条第1項」とあるのは「第20条第6項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。
- 7 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の16に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。
 - (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算

給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に、国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号への規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- 2 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第 3 号の規定による保険料の減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。
- 3 第 1 項第 3 号の規定によって保険料の減額を受けようとする者は、8 月 15 日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、当該納付義務が発生した日から 13 日を経過した日又は 8 月 15 日のいずれか遅く到来する日) までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項各号のア及びイに規定する額 (第 1 項に規定する第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額及び第 3 号の 1 人当たり軽減額) の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額及び第 3 号の 1 人当たり軽減額」と読み替えるものとする。
- 5 前 4 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 3」と、「第 15 条の 6」とあるのは「第 15 条の 6 の 10」と、第 2 項中「前項第 3 号」とあるのは「前項第 3 号 (第 5 項において読み替える場合を含む。)」と、第 3 項中「第 1 項第 3 号」とあるのは「第 1 項第 3 号 (第 5 項において読み替える場合を含む。)」と、第 4 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。
- 6 第 1 項から第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条」とあるのは「第 15 条の 8」と、「第 15 条の 6」とあるのは「第 15 条の 11」と、第 2 項中「前項第 3 号」とあるのは「前項第 3 号 (第 6 項において読み替える場合を含む。)」と、第 3 項中「第 1 項第 3 号」とあるのは「第 1 項第 3 号 (第 6 項において読み替える場合を含む。)」と、第 4 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 10」と読み替えるものとする。

定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

8 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「前項」とあり、同条第3項の規定中「第1項」とあるのは「第20条第7項」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1

人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の14並びに前条第1項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第7項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「第1項」とあるのは「第20条の5第1項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と、前項中「第20条の5第1項」とあるのは「第20条の5第3項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第2項中「第20条の5第1項」とあるのは「第20条の5第4項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

5 略

6 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「第1項」とあるのは「第20条の5第5項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と、前項中「第20条の5第5項」とあるのは「第20条の5第7項の規定により読み替えられた同条第5項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、前条第1項第1号中「総所得金額（）とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）

- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条第3項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

4 略

- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と、第5項中「第15条第3項」とあるのは「第15条第3項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

る。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第7項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第6項中「第20条の5第5項」とあるのは「第20条の5第8項の規定により読み替えられた同条第5項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第6項に掲げる場合を除く）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第20条の6第1項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、前項中「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第3項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の11」と、第2項中「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第4項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第5項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

6 略

7 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第20条の6第6項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課額被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の11」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項（第15条の10第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

5 略

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」

と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第20条の6第6項」とあるのは「第20条の6第8項の規定により読み替えられた同条第6項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の11」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第6項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第20条の6第6項」とあるのは「第20条の6第9項の規定により読み替えられた同条第6項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の16」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第7項各号」と、第7項中「第20条の6第6項」とあるのは「第20条の6第10項の規定により読み替えられた同条第6項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第20条の7 略

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者被保険者均等割額の減額）

第20条の8 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第7項、第20条の5第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は第20条の6第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「第1項」とあるのは「第20条の8第1項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の11」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項（第15条の10第2項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第20条の7 略

四條畷市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に對し、保険料を減免する。

(1)～(5) 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(1)～(3) 略

3・4 略

附 則

1～6 略

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

7 第1号被保険者 (令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者 (同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。) に限る。以下この項から第11項までにおいて同じ。) のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等 (所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。) の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満である者に限る。) の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項 (第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額 (地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) 」とする。

8 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満である者に限る。) の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項 (第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第

旧

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に
対し、保険料を減免する。

(1)～(5) 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項
を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出
しなければならない。

(1)～(3) 略

3・4 略

附 則

1～6 略

15号ア及び第16号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

9 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

10 第一号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法

の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

11 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

第4条 施設を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

旧

第4条 施設を使用しようとする者は、使用しようとする施設の当該学校長を経由の上、
別に定める様式によつて教育委員会に申請書を提出しその許可を受けなければならな
い。

2 学校長は前項の書類の経由を受けたときは、当該施設の使用許可に関し必要な意見を
付さなければならぬ。